

## タクシーデリバリー事業登録規約兼同意書

- ・登録飲食店は以下に述べる各規約内容を遵守してください。
- ・この規約は必要に応じて変更される場合があります。
- ・①本書最下部の「同意署名・捺印の完備」、②必要書類（「反社会勢力に関する誓約書」、営業許可書（写）、身分証明書（写））を提出された方が本事業に登録できます。

### 【はじめに】

当事業は、外出自粛の影響で売上が落ち込んでいる飲食店を支援するため、タクシー会社が代行する宅配に係る費用を補助することにより、飲食店の需要の増加による経営基盤の安定化を図ることを目的とします。

### 【事業の対象者】

対象者は、市内に所在のある下記の条件を満たす飲食店とします。

- ・管轄の保健所より飲食店営業許可を受けていること
- ・デリバリー専門で事業を実施する店舗でないこと

### 【事業実施期間】

当事業の実施期間は、令和2年5月22日（金）～令和2年9月30日（火）までとします。  
ただし、利用状況や登録店舗の状況によって期間を短縮する場合がありますが、その場合は、事前にお知らせいたします。

### 【注文金額について】

タクシーデリバリーの利用対象は、注文商品合計額 1,000 円以上に限ります。

### 【商品価格について】

商品単価の設定は税込み十円単位の設定として下さい。

### 【支払い方法について】

商品代金を配達時にタクシー会社で受け取るため、現金のみの対応となります。

### 【配達について】

配達範囲は飲食店を起点におおよそ 5km までとなります。地図やインターネットにて配送先が店舗から実走距離で 5km 以内であることを確認してください。範囲外は対応できないため、注文をお断りいただく必要があります。

また、配達は戸建て・集合住宅にかかわらず建物の前までの配達となるため、利用者様に車まで取りに来ていただく必要があります。

### 【配達時間について】

配送までの所要時間は最短で2時間必要となります。注文時に2時間以上の余裕も持って配達指定時間を利用者様と設定してください。受注後は早急に配送の依頼を行ってください。また、受付終了時間は19時となります。（21時までの配送分まで）

### 【法令遵守】

飲食物を作製・販売するにあたり、それぞれに定められた法律を遵守し、店舗にて管理・責任を負うこと。

**【商品宅配時の品質保証について】**

宅配においては商品を車両で運送するため、店舗内で提供する商品と同等の品質を保証できるものではありません。その旨、利用者様にご理解頂けるようご協力よろしくお願い致します。飲食店の皆様には商品の性質にご留意いただくと共に、車両による運送に適した容器を準備して頂くなど、商品の破損を防ぐための協力をお願いします。また、タクシー会社は商品を保冷バッグで保温して運送するものとし、配送中や商品積み下ろし時にも運転手が商品に触れることはありません。飲食店におかれても食中毒等事故が生じないよう、保冷材や氷を用意いただくなど細心の注意をお願いします。万が一、当該事故等が発生した場合、市および松戸市観光協会、タクシー会社は責任を負いかねますのでご理解の程をお願いします。

**【利用者からのクレーム対応について】**

商品の品質などに関するクレームについても、市および松戸市観光協会、タクシー会社は関与いたしません。飲食店と利用者様とで協議をお願いいたします。

**【商品代金の支払いについて】**

商品代は飲食店よりタクシー会社へ請求を行っていただきます。月末で締め、翌月 10 日までに所定のフォームにて請求書を発行してください。タクシー会社から翌月 20 日までに支払いを行います。

**【関連法令の遵守について】**

それぞれの飲食店が保健所の許可を超えた業態・販売形態で商品を提供することがないように注意し、飲食における関係法令を遵守の上、当事業をご利用下さい。

**【個人情報について】**

お届け先不明を防ぐため、住所等お客様の個人情報に間違いが無いようお願い致します。商品到着時にタクシー会社からお客様へ直接電話連絡が入る旨のご説明をいただき、了承を得てください。また、取得した個人情報は、各飲食店で責任を持って管理をお願いします。

**【規約の同意】**

登録飲食店は本規約に設けた事項をすべて理解し、円滑・安全な運営をするために同意することを制約していただきます。下部の署名・捺印を完備し同意願います。上記の内容を理解した上で、次のとおり本誓約書に署名押印いたします。

令和 2 年 月 日

住 所  
店舗名  
電 話 /FAX  
氏 名 印

店舗リスト掲載メニュー名：	料金（税込み）	円
休業日：	電話対応時間帯：	到着可能時間帯：
店舗 URL：	ジャンル：(例) 和食	

登録者各位

反社会勢力に関する誓約書

- 1.私は、私とその他従事者が、現在(1)から(6)のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 反社会勢力であること（以下、反社）
  - (2) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社又は反社員を利用すること
  - (3) 反社又は反社員に対して、資金等を提供し又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に反社の維持又は運営に協力し、若しくは関与すること
  - (4) 反社又は反社員であることを知りながら、これを不当に利用すること
  - (5) 役員等が、反社又は反社員と社会的に非難されるべき関係を有していること
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関し不正又は不誠実な行為を行うこと
- 2.他人への名義貸し、虚偽の記載又はその他不正な方法による事業は行いません。
- 3.登録書の提出時や事業期間において、事務局、その他事業を運営するものからの身分確認提示要求があった場合は、これに従います。
- 4.事務局に届けている登録書の担当者及びそれを補佐するもの以外のものは、経営に関与しません。
- 5.みかじめ料又は場所代等の名目の如何を問わず、反社又は反社員が指名したものに金品等の利益は供与しません。
- 6.事業期間中における粗暴、卑猥な言動、その他の健全で清浄な事業運営に支障を及ぼす行為はしません。
- 7.事務局及び事業を運営する者の指示に積極的に従うとともに、規約に基づいた事業を厳守します。
- 8.過去5年以内に県内外のその他事業・イベント等において、事業管理者から除外されたことはありません。(事業管理者からの事業運営禁止・事業運営停止の通告)
- 10.反社との関係等を調査する目的で、登録書等が警察等の関係機関に提出されることに同意します。

上記の内容を理解した上で、次のとおり本誓約書に署名押印いたします。

令和2年 月 日

住 所

店舗名

氏 名

印